

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

県営土地改良事業鎌北湖地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業）の工事を令和四年三月十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕